

『盛土規制法』運用開始のお知らせ

令和7年5月23日予定



西宮市全域で盛土等を新たに行うときは、
事前に許可または届出が必要です。

- 本市では令和7年5月23日に市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」の運用を開始します。
- 下記の許可対象となる規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可が必要となります。
- 令和7年5月23日時点で下記規模の工事を、許可を得ずに実施しているものについては届出が令和7年6月13日までに必要となります。

(旧宅造区域内:下記④⑥⑦の工事は届出が必要、旧宅造区域外:下記①~⑦の工事は届出が必要)

許可対象となる盛土等の規模

【土地の形質の変更】

イメージ図	
<p>① 1mを超える崖 盛土</p>	<p>盛土で 1m超の崖</p>
<p>② 切土 2mを超える崖</p>	<p>切土で 2m超の崖</p>
<p>③ 盛土 切土 2mを超える崖</p>	<p>切盛で 2m超の崖</p>
<p>④ 高さ2m超 盛土 (崖を生じないもの)</p>	<p>2m超 の盛土</p>
<p>⑤ 盛土 切土 面積500m²超</p>	<p>切盛面積 500m²超</p>

【土石の一時堆積】

イメージ図	
<p>⑥ 高さ2m超</p>	<p>2m超かつ 300m²超の堆積</p>
<p>⑦ 面積500m²超</p>	<p>500m²超の堆積</p>

※工事に付随する土石の堆積について、当該工事現場や隣地等に堆積しない場合は許可が必要となる場合があります。

■担当 問合せ先

西宮市 都市局 建築開発指導部 開発審査課 TEL:0798-35-3602



西宮市キャラクター